

議案第50号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例の概要

法附則……………地方税法（昭和25年法律第226号）附則
 条例附則……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）附則

税目名 町税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例	法附則第59条 条例附則第30条	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例 ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が減少（前年の同期間と比べて概ね20%以上の減少等）した場合、1年間無担保かつ延滞金なしで、徴収を猶予する特例を設ける。（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものについて適用する。）	公布の日から適用する。

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例	法附則第60条 条例附則第31条	新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例 ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントの中止等をした主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、寄附金を支出したものとみなし、寄附金控除の対象とする特例を設ける。	令和3年1月1日から適用する。
2 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	法附則第61条 条例附則第32条	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例 ・新型コロナウイルス感染症等の影響により新築住宅等への入居が遅れた場合に、現行の住宅ローン控除を1年間延長する特例を設ける。	令和3年1月1日から適用する。

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等						
1 新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例軽減	法附則第63条 条例附則第10条	新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例軽減 ・ 中小事業者等が新型コロナウイルス感染症等の影響により、前年の同期間と比べて収入が減少した場合において、固定資産税を軽減する特例を設ける。 ※令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 <table><tr><td>対象者</td><td>軽減割合</td></tr><tr><td>30%以上50%未満減少している者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>50%以上減少している者</td><td>全額</td></tr></table> ・ 中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合は、常時雇用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時雇用する従業員の数が1,000人以下の個人とする。 ・ 償却資産及び事業用家屋を対象とする。 ・ 認定経営革新等支援機関等の認定を受け、町に申告した者を対象とする。	対象者	軽減割合	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	全額	令和3年度課税分に適用する。
対象者	軽減割合								
30%以上50%未満減少している者	2分の1								
50%以上減少している者	全額								
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理							

税目名 軽自動車税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 軽自動車税の環境性能割の特例期間の延長	法附則第29条の8の2 条例附則第15条の2	軽自動車税の環境性能割の特例期間の延長 ・ 現行の自家用軽自動車環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	公布の日から適用する。

幕別町税条例の一部を改正する条例（第 1 条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第151条 略 附 則 第 1 条～第 9 条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第 8 項中「又は第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで又は附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」とする。 (法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第10条の 2 略 2 ～14 略 15 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は 0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。 16 略 第10条の 3 ～第15条 略	○幕別町税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第151条 略 附 則 第 1 条～第 9 条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の 3 の 2 まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第 8 項中「又は第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで又は附則第15条から第15条の 3 の 2 まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第10条の 2 略 2 ～14 略 15 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は 0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第17項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。 16 略 17 <u>法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は 0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0）とする。</u> 第10条の 3 ～第15条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 第15条の2の2～第29条 略	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 第15条の2の2～第29条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u> <u>第30条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u>

幕別町税条例の一部を改正する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号) 第1条～第151条 略 附 則 第1条～第9条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～16 略 17 法<u>附則第62条</u>に規定する町の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。	○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号) 第1条～第151条 略 附 則 第1条～第9条 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～16 略 17 法<u>附則第64条</u>に規定する町の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。 第10条の3～第30条 略 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第31条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<u>全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u>